

高校生等奨学給付金 申請の御案内

(佐賀県立校以外の国公立高等学校等在籍者保護者様向け)

非課税相当世帯を対象に、授業料以外の教育費を支援します！

1 支給対象者 ※次のすべてに該当する世帯

- 保護者等が佐賀県内に住所を有している
- 今年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯（非課税とみなせる世帯^{※1}を含む）又は7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している世帯
 - ※1 家計が急変したことにより、保護者等の収入が非課税相当額まで激減した世帯を指します。詳細は教育総務課までお問合せください。
- 生徒が高等学校就学支援金を受ける資格を有している
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない

2 支給額（返還不要） ※世帯の状況により支給額が異なります

- 生徒1人につき、年1回支給します。
- 新入生に対する前倒し給付を受けた場合、7月1日現在の状況を改めて申請してください。受給要件を満たしていれば、7～3月分相当額（年額一前倒し支給額）を受給することができます。
- 7月以降に家計が急変し申請があった場合には、申請があった以降の月数に応じて算定した額を給付します。

(目的：教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、修学旅行費等の負担軽減)

対象	全日制・定時制		通信制	
	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>	年額	前倒し支給額 (4～6月分相当額) <年額×1/4>
生活保護（生業扶助） 受給世帯	32,300円	8,075円	32,300円	8,075円
非課税世帯 (第1子)	117,100円	29,275円	50,500円	12,625円
非課税世帯 (第2子以降)	143,700円	35,925円	50,500円	12,625円

※「第2子以降」とは、中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合をいいます。

- 世帯ごとの給付金年額の例
(非課税世帯の高校生等が全日制又は定時制に通学している場合)

区分		中学生 以下	15歳（中学生除く）以上23歳未満		23歳 以上
			高校生		
23歳未満の 扶養されている 兄・姉がいない	世帯 A			117,100円	
	世帯 B			117,100円	 保護者等に 扶養されていない
23歳未満の 扶養されている 兄・姉がいる	世帯 C			143,700円	 保護者等に 扶養されている

下記ア～エの書類（全員提出）に加えて、世帯の状況に合わせて、オ～コの書類（生活保護世帯：オ、非課税世帯：カ～キ、家計急変世帯：ク～コ）を提出してください。

全 員	<input type="checkbox"/> ア. 奨学給付金支給申請書 <input type="checkbox"/> イ. 口座振替依頼書 <input type="checkbox"/> ウ. 申請者名義の口座が確認できる書類（金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる通帳（表紙の裏面）の写し） <input type="checkbox"/> エ. 在学証明書 ※様式は、指定の様式を使用し、在学する高等学校等で証明を受けてください。
-----	--

+

生活保護 世帯の方	<input type="checkbox"/> 上記ア～エの書類 <input type="checkbox"/> オ. 生業扶助（高等学校等就学費）受給状況証明書 又は 生活保護受給証明書（写しでも可） （令和5年7月1日時点での生業扶助受給の有無が確認できるもの） ※生活保護受給証明書は、福祉事務所などで取得することができます。
非 課 税 世帯の方	<input type="checkbox"/> 上記ア～エの書類 <input type="checkbox"/> カ. 健康保険証等の写し （対象生徒及び15歳（中学生除く）以上23歳未満の扶養している子全員分） ※健康保険証が国民健康保険で扶養の状況が確認できない場合は、 扶養申立書（様式第1号） ※その他、扶養の状況を確認できる書類を求めることがあります。 <input type="checkbox"/> キ. 下記のいずれかひとつの書類（いずれも保護者等全員分） ①個人番号利用目的同意書 兼 個人番号提供書 ※個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等を貼付または添付のうえ提出してください。 ②令和5年度課税(非課税)証明書等の写し
家計急変 世帯の方	<input type="checkbox"/> 上記ア～エの書類 <input type="checkbox"/> ク. 家計状況申立書 <input type="checkbox"/> ケ. 健康保険証等の写し （対象生徒及び扶養している配偶者、子全員分） <input type="checkbox"/> コ. 下記のいずれかひとつの書類 ①離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など、家計急変の発生を証明する書類 ②会社作成の給与見込証明書など、家計急変前1か月及び家計急変後1年間の収入見込額を証明する書類 ※①②のいずれの書類もない場合は、家計急変前1か月及び家計急変後3か月の給与支給明細書または売上げを示す書類等

○『口座振替依頼書』について

- ◆口座は、申請者(保護者)名義の普通預金口座に限ります
- ◆口座が確認できる書類(例：ゆうちょ銀行の場合)

記号 番号
11960 1234561
おなまえ ユウセイ タロウ 様
おところ (郵便番号 100-0013)
東京都千代田区霞ヶ関2丁目
3-1

株式会社ゆうちょ銀行 (金融機関コード: 9900)
通帳作成地 東京都千代田区霞ヶ関1-3-2 株式会社ゆうちょ銀行

印紙税申告納付につき捺印 税務署承認済

通帳とお届け印とは、別々に保管してください。

カード紛失センター 0120-794889

振替口座開設() () 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000円

ご利用 振替口座開設() () キヤードサービス 代理人カード デビットサービス

定期定期金貯蓄 団信等自動貸付け

銀行 振込用の店名・預金種目・口座番号

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください
【店名】一九八(読み イチキウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

○ 振替口座および貯蓄貯蓄金全部の預金の個人口座は1000万円です。個人口座を有することのないよう、定期貯蓄等で利用する金額を申し出ました「通常貯金ご利用の上限額」の設定をお願いします。なお、定期貯蓄を申し出された場合であっても、通常貯蓄ご利用の上限額は自動的に変更されません。必ずしも振替または振替貯蓄の口座に設定してください。
○ 透振きあつちと振替や郵便局の社員にお預けいただく際は、引換えに「振り証」をお渡しいたしますので、必ずお受取りください。
○ この通帳は表紙を含め16枚です。

申請者の氏名と同じ

振込先口座番号等

振込用の店名・預金種目・口座番号

この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください
【店名】一九八(読み イチキウハチ)
【店番】198【預金種目】普通預金【口座番号】0123456

○『健康保険証等の写し』について

- ◆健康保険証の写しは、扶養されている者の氏名、生年月日と被保険者氏名(申請者氏名)の記載がはっきり分かるものを御提出ください

※記号、番号にマスキングをしてください

(例)

健康保険被保険者証 家族(被扶養者) 01541
平成23年4月6日交付
記号 番号
氏名 協会 花子 性別 女
生年月日 昭和35年10月20日
認定年月日 平成22年4月1日
被保険者氏名 協会 太郎
事業所名称 〇〇株式会社
保険者番号 01010011
保険者名称 全国健康保険協会 〇〇支部
保険者所在地 〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇

扶養されている者の氏名・生年月日

被保険者氏名(申請者の氏名)

4

申請書受付期間

令和5年9月6日（水）まで

※7月以降の家計急変による申請の場合は令和6年2月22日（木）まで随時受け付けます。

- 教育総務課への郵送又は教育総務課窓口で申請書を受け付けます。
※土曜日曜日及び勤務時間外の受付は行いませんので、御注意ください。

5

申請から支給までの流れ

- 提出された申請書を審査の上、審査結果を9月中旬にお知らせする予定です。
- 給付金の交付時期は9月29日（金）を予定しています。



6

申請にあたっての注意事項

- 申請書は、『申請書記入例』を参考に記入してください。
- 記入誤りを訂正するときは、二重線を引き、余白に記入してください。
- 事実と異なる内容の申請により本来受けることができない給付金を受けた場合は、給付金全額の即時の返還と違約金が課せられることになります。
- 佐賀県に申請される場合は、他の都道府県への申請はできません。
- 給付金は、生徒の教育費に使用し、学校徴収金に未納がないようにしてください。
- 給付金を学校徴収金へ充当することも可能です。充当を御希望の方は学校事務室へ御相談ください。

7

お問合せ・提出先

佐賀県教育委員会事務局 教育総務課（国公立の高校）
〒840-8570 佐賀市城内1-1-59 佐賀県庁旧館2階
TEL：0952-25-7223 FAX：0952-25-7281
メールアドレス：kyouiku-soumu@pref.saga.lg.jp